

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
64	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和5年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①国民年金被保険者の資格取得、資格喪失、氏名及び住所変更等の届出事務②年金受給に伴う裁定請求等の届出事務③国民年金保険料の免除等申請事務④任意加入被保険者の資格取得及び資格喪失の届出事務⑤付加保険料納付の申出の受付事務⑥障害基礎年金の額改定請求の受付事務⑦国民年金被保険者の年金手帳再交付申請の受付事務⑧年金生活者支援給付金の請求事務⑨年金生活者支援給付金受給資格者又は世帯主等の収入の情報提供事務
③システムの名称	住記・税システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、83及び95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条及び第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩国市 総務部 総務課 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話 0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩国市 健康医療部 保険年金課 〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話 0827-29-5086

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 森川 義雄	保険年金課長 西本 博之	事前	平成29年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 西本 博之	保険年金課長 志賀 浩明	事前	平成30年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月29日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月29日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 志賀 浩明	保険年金課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	IV リスク対策		IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年省令第5号)第24条の2	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年6月29日 時点	令和1年6月28日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年6月29日 時点	令和1年6月28日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年8月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得、資格喪失、氏名及び住所変更等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求等の届出事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④任意加入被保険者の資格取得及び資格喪失の届出事務 ⑤付加保険料納付の申出の受付事務 ⑥障害基礎年金の額改定請求の受付事務 ⑦国民年金被保険者の年金手帳再交付申請の受付事務</p>	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。</p> <p>国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得、資格喪失、氏名及び住所変更等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求等の届出事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④任意加入被保険者の資格取得及び資格喪失の届出事務 ⑤付加保険料納付の申出の受付事務 ⑥障害基礎年金の額改定請求の受付事務 ⑦国民年金被保険者の年金手帳再交付申請の受付事務 ⑧年金生活者支援給付金の請求事務 ⑨年金生活者支援給付金受給資格者又は世帯主等の収入の情報提供事務</p>	事後	記載内容の見直しによるもの
令和2年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	番号法第9条第1項 別表第一の31、83及び95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2、第59条及び第68条の2	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月30日	Ⅱ しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年8月30日	Ⅱ しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	Ⅱ しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課	健康医療部 保険年金課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 保険年金課	健康医療部 保険年金課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	Ⅱ しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更